

研究ノート

戦争状態か国交断絶か？

— 第一次世界大戦中における日本とオーストリア・ハンガリーの
国際法上の関係についての外交史的考察 —

島田昌幸

— はじめに

本稿は第一次世界大戦中（一九一四～一八）の日本とオーストリア・ハンガリー帝国（この後、適宜オーストリア・墺・墺洪・墺匈と略記）の国際法上の関係について、主として日墺英独の外務省史料に基づき外交史の観点から検討するものである。一九一四年八月一五日の日本の対ドイツ最後通牒と二三日の宣戦布告に伴い、日墺関係においても同年八月二五～二七日に国交が断絶され、両国は九月から一月にかけて中国山東省の青島（チンタウ）で実際に戦火を交えた。^①当時のオーストリアの東アジア常駐艦（シタ）だった旧型巡洋艦「皇妃エリーザベト号（S.M.S. Kaiserin Elisabeth）」は、紆余曲折を経てドイツ軍と共に日本軍と戦い、そして敗北した。捕虜となったオーストリア人ハンガリーの兵士たちは青野原俘虜収容所（兵庫県小野市）をはじめ、久留米や習志野などの施設に収容された。^②この一連の流れを踏まえれば、日墺間には戦争状態が成立したと考えるのが自然であり、^③後述のように日本の国際法学者たちは、これを「実際の戦闘」による開戦の一事例として見てきた。またオーストリアの研究者たちは一九一四年八月二七日に青島沖に到着した加藤定吉第二艦隊司令官が青島の海上封鎖を宣言し、皇妃エリーザベト号との交渉を求めたものの、同艦がこれを無視したことをもって、日墺間に戦争状態が生まれたと見なしている。^④確かに海上封鎖は戦時国際法の範疇であり、加藤司令官の封鎖宣言・告知をもって海上封鎖の法的効力が発生した、と見なすのは理に適っている。戦時国際法の権威として知られた信夫淳平は『戦時国際法提要』（一九四四）において、第一次世界大戦の海上封鎖の一事例に「我国の膠州湾租借地全沿岸に対するそれ」を挙げている。よってこの封鎖宣言は国際法上明らかに戦争行為と見なすことができる。他方で、両国間には一度も「宣戦布告」や「最後通牒」が交わされていない。まさにこれこそが第一次世界大戦中の日墺の外交担当者を悩ませた点であった。外交担当者の視点からすると大戦中の日墺関係は「戦争状態」なのか。それとも単なる「国交断絶」状態なのか。

何をもって国際法上の戦争状態と見なすのかは国際法学の問いであり、歴史上、宣戦布告を伴わずとも開戦したと見なすケー

スは多数ある。だが本稿で検討を試みるのは、大戦中の日墺関係についての純粋な国際法学上の位置付けではなく、むしろ両国の外務省や外交官が戦争中における両国の国際法上の関係をどのように認識していたか、という点である。大戦中の日墺関係においては、一九一五年から一七七年にかけての「ストックホルム交渉」に代表される単独和平交渉だけでなく、中立国を介した外交当局間の間接的な交渉から捕虜と住民との交流に至るまで、様々なレベルでの接触があった。これらを検討していく上で、第一次大戦中の日墺関係の土台となる国際法上の両国関係について、その相互認識をできる限り明確化する必要があると思われる。たしかに戦時下の外交交渉の場合、平時以上に現実主義的な国際政治上の思惑が働くのが常であり、大戦中の日墺の国際法上の関係という「建前論」が果たしてこうしたリアルな交渉にどれだけ影響力を持っていたかについては更なる検証が必要だろう。だが、例えば戦時下の日本に居住する一般のオーストリア・ハンガリー人住民は明確に「敵国人」として扱われたのか？、もしも日墺外交当局が大戦中の両国関係を単なる「国交断絶」だと位置付けていたとすると、それが戦争中の両国の直接・間接の接触到に影響を与えた側面はないのか？、といったことを検討する上では、まずその土台となる日墺の国際法的関係について整理しておく必要があると考えた。

そこで議論の前提として、まず主に戦前の日本の国際法学者の議論を簡潔に紹介し、続いて先行研究と一次史料に基づいて日墺の「国交断絶」・「開戦」の経緯を確認したい。それらをふまえた上で日墺両国の外務省が大戦中の両国関係をどのように捉えていたのかを一次史料により明らかにしていきたい。なお本稿はウィーンのオーストリア国立公文書館の帝室・宮廷・国家文書館 (Österreichisches Staatsarchiv, Haus-, Hof-, und Staatsarchiv (HHSIA))、ロンドンの英国国立公文書館 (The National Archives (TNA))、ベルリンのドイツ外務省政治文書館 (Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (PA-AA))、そして東京の外務省外交史料館 (外史) およびアジア歴史資料センター (アジア歴) ウェブサイト上の史料を使用している。なお日本側の史料の引用中のカタカナ、旧漢字表記はひらがな・新漢字に改め、適宜句読点を付した。また筆者による加筆部分には(※)を付した。

本稿では一九一四年から一九二一年にかけての『外務省記録』(外務省外交史料館)を参照することで、大戦中の日本外務省の日墺関係についての認識を時系列的に明らかにすることができたと考えている。他方でオーストリア側の史料については、筆者の力不足ゆえ、まだ一九一四年時点の史料までしか調べが進んでいない。ここに不完全なものを掲載することをお詫びしつつ、「二〇一八年」という第一次世界大戦終戦一〇〇周年の節目の年に、拙い勉強成果の一端をここに「研究ノート」として活字とさせていただきます。

二 日本の国際法学・外交史研究における日墺「開戦」理解

日本の国際法学者や外交史研究者はこの日墺の「開戦」問題をどのように捉えたのであろうか。まず、一八九九年と一九〇七年の二回のハーグ平和会議の成果として、一九〇七年に「開戦ニ関スル条約」(ハーグ第三条約)が成立し、日本は一九一二年に、オーストリアは一九〇九年にそれぞれこの条約を批准したことを踏まえる必要がある。この条約により交戦国(そしてハーグ条約批准国)は「理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ条件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告」をもって戦争を開始することが義務付けられた。⁽⁸⁾だが第一次世界大戦中、日墺間では宣戦布告や最後通牒の類はどちらからも送られなかった。無論、信夫淳平やその他の戦前の国際法学者たちが指摘してきたように、そもそも事前の宣戦布告が行われてから開戦するケースの方が珍しいのかもしれない。ただ、この日墺「開戦」問題は、戦前の日本の国際法学界にとっては少なからぬ関心事であったようで、立作太郎、田岡良一、信夫淳平、小山精一郎らの研究に取り上げられている。また戦後の日本外交史研究では鹿島守之助だけが日墺「開戦」の国際法的な側面に言及している。ここでは彼らの研究を概観してみたい。

国際法学者、外交史家として知られる立作太郎は『戦時国際法論』(一九三二)の第一篇「交戦法規」、第二部「戦争の開始及其の直接の効果」において、日墺「開戦」の事例を取り上げている。

(前略)(※ハーグ条約(一九〇七) 締約国相互の關係に於ても、此の条約が存するに拘らず、實際に於て、開戦宣言が行われず、又は条件附宣戦を含む最後通牒が発せられざるに、戦争の開始する場合を生ずることを免れない。或は一方が開戦に関する条約を無視して、宣戦を為さずしてまず敵対行為を行ふことあるべく、此場合に於て、宣戦を為さずしてまず敵対行為を行へる国家は、条約違反の国際法上の責任を負はざるべからざるも、其の行へる敵対行為により戦争状態の開始するを認めざるを得ない。例へば日独戦争の際オーストリア・ハンガリヤの軍艦カイゼリン・エリザベット号の艦長が青島に在りて、本国政府の電訓に依り、ドイツ軍と共に我軍に対して敵対行為を行ふに至つたが、此場合に於て我国も亦オーストリア・ハンガリヤ国に対して敵対行為を行ふことを得ざるべからずして、オーストリア海軍に属する軍艦の敵対行為は条約違反なるに拘はらず、其本国政府の命令に基きて行はれたる該敵対行為により、我が国とオーストリア・ハンガリヤとの間に、戦争状態の開始することを認めざるを得ない。⁽⁹⁾

このように立はオーストリア海軍の「エリザベット」号が本国政府の命令により、ハーグ条約違反にもかかわらず、宣戦布告な

しに日本軍に「敵対行為」を働いたことをもって、日墺に「戦争状態」が発生したと説明している。

国際法学者の田岡良一はその『戦時国際法』（一九三八）の第二章「戦争の開始と終了」と『国際法学大綱（下巻）』¹⁰（一九四二）の第三章「戦争法」で日墺「開戦」を取り上げている。ここでは『戦時国際法』の一節を抜粋したい。

世界大戦の時諸交戦国は概ね宣戦通告の形式を採つたが、^{トルコ} 联合国と^{ギリシャ} 土ル古間、^{ドイツ} 中欧諸国と^{イタリア} 希臘間、^{イタリヤ} 独逸と^{イタリア} 伊太利間、^{オーストリア} 日本と^{イタリア} 奥太利間の開戦は此の形式を踏まなかつた。土耳其・希臘・伊太利は何れも本条約（※ハーグ条約）の批准国でなく、従つて是等の国との間の戦争が条約に依らずして開始せられたことは正当である。唯日本と奥太利は共に批准国であるが、奥太利の一軍艦が偶々^{たまたま} 膠州湾に在つて独逸艦隊と行動を共にした為に、¹¹ 両国間の戦争は事実上の戦闘行為に依つて開かれたのである。

ここで田岡は日墺共にハーグ条約加盟国であることを指摘した上で「事実上の戦闘行為」により、日墺は「戦争」に突入したと説明している。

外交官、外交史家、国際法学者として活躍した信夫淳平は、全四巻の大著『戦時国際法講義』（一九四一）の第一巻の第二編第二章において戦時国際法における開戦の問題を考察した。そして第一次世界大戦開戦における各国の宣戦の方式を手短に列挙したのち、日墺の「開戦」について次のように説明している。

余の参戦国中には、特に宣戦の方式を履まずして交戦状態に入りたること例へば日墺、露土、^{ブルガリア} 勃塞^{セルビア}の如きがあり、又中には交戦状態に入りしも実際の敵対行為なく、あれども一、二回の小競り合いに過ぎざりし国も少なくなかつた。（日墺の交戦状態は、青島碇泊の奥匈国軍艦エリザベスの艦長が青島に於て戦闘に参加すべき旨八月二十四日に本国政府より訓令を受け、之に基き同艦長が独逸と共に我国に向つて敵対態度を執るに至れることに由り、自然に両国間に交戦状態が成立したのである。）¹²

このように信夫もまた軍艦「エリザベス」の艦長がドイツと共に日本に対して「敵対態度」をとつたことをもって、「自然に」日墺間に「交戦状態」が成立したと指摘している。

これまでの三名とは異なる理由で日墺間に「戦争状態」が「構成」されたと論じたのが、小山精一郎である。小山はその著書

『大戦国際法論（総論・陸戦之部）』（一九二二）でこう述べている。

又日墺両国間の如き国交を断絶したるに止まり、欧州戦争の終局に至る迄宣戦せざりしが我国は英仏等と共同作戦に従事したる結果遂に戦争状態を構成したり。¹³⁾

小山は第一次大戦の終結まで日墺共に宣戦布告しなかったことを指摘した上で、日墺間の「戦争状態」を日本が英仏と共同作戦行動に入ったことを理由として説明している。

こうしてみると戦前の日本の国際法学界においては、少なくとも第一次大戦において日墺間に「戦争状態」が成立したという点では一致を見ていたとまとめられるだろう。

ところが外交史家、政治家、経営者として知られる鹿島守之助は、その大作『日本外交史（第十卷）』（一九七一）において日墺の「交戦関係」について言及する際、一九一四年八月二七日に日墺間の国交が断絶したことを指摘した上で、若干歯切れの悪い説明を行っていた。

（前略）両国とも宣戦の形式をとらなかつたため、両国の交戦関係に関しては疑義があるが、（イ）オーストリア＝ハンガリー軍艦エリザベット艦長が青島での戦闘参加の命令を受けた旨の同国の公文によって、同国が初めから戦意を持ち、（ロ）以後、その意思の実行として同艦の青島戦参加の事実及び同国潜水艇の日本商船撃沈行為等にかんがみ、大正六年（一九一七年）一月一九日の閣議で、日本は同国を敵国として処遇することに決定した。¹⁴⁾

鹿島は日墺両国間で宣戦が行われなかったことを理由として、日墺両国の「交戦関係」に関しては疑義があるとし、オーストリア軍艦の青島戦参加とオーストリア潜水艇による日本商船撃沈を理由として、一九一七年一月に日本政府がオーストリアを「敵国として処遇すること」と閣議決定したと記している。

戦前の日本の国際法の大家たちがいずれも日墺間に「戦争状態」が成立したことを疑わなかったのに対し、なぜ鹿島は日墺の「交戦関係」に疑義がある」と記したのであるか。これは戦前の国際法学者たちが国際法学の法理や当時公開されていた公文書や報道に基づいて日墺「開戦」問題を把握したのに対し、鹿島は戦後公開された日本外務省の「外務省記録」や『日本外交文書』を踏まえてこの問題について論じていた点に違いがありそうである。そこで日墺の国交断絶・「開戦」の経緯を踏まえた上

で、日本外務省、そして日英同盟が第一次大戦中に日英間の国際法上の関係をどのように理解していたのかについて、今一度、一次史料に基づいて検討する必要があるわけである。

三 日英の国交断絶・「開戦」の外交史的経緯

日英「開戦」あるいは国交断絶の顛末については、すでに日英関係史の權威のペーター・パンツァー⁽¹⁶⁾ (Peter Pantzer) や日本の青島包圍戦についての著書⁽¹⁷⁾で知られるチャールズ・バーディック (Charles Burdick) らの研究があり、共にオーストリア国立公文書館所蔵の各種一次史料に基づいたものである。ここでは、簡潔に経緯をまとめたバーディック論文を参照しつつ、適宜、日英英独の一次史料で補いながら、一九一四年八月の日英国交断絶・「開戦」の様子を概観してみたい。

(一) 青島の皇妃エリーザベト号と日英国交断絶の危機

オーストリアの帝位継承者 (Thronfolger) のフランツ・フェルディナント大公 (Franz Ferdinand von Habsburg-Lothringen, Erzherzog von Österreich-Este) 夫妻が一九一四年六月二十八日にサラエボで暗殺されたとき、オーストリアの東アジア常駐艦の皇妃エリーザベト号は中国、山東省の芝罘 (現在の烟台市) に停泊していた。七月二日、同艦は青島で指示を待つよう指令を受け、芝罘を速やかに出港し、翌二日には青島港に入った。なおこの航海でエリーザベト号は二〇ノットという能力以上の全速力で航行したため、片方のボイラーを傷め、一三ノット以上は出せなくなってしまった。八月一日付の本国の指令も引き続き青島に留まるよう求めていたが、これが艦長のマコヴィツ中佐 (Richard Makoviz) が本国から直接受けとった最後の指令となった。八月七日、母国がロシアと開戦したことを知ったマコヴィツは厳封された秘密指令を開封した。その指令は彼に独逸同盟の利害に沿って行動することを求めていた。そこでマコヴィツはドイツ膠州湾租借地総督のマイヤー・ヴァルデック大佐 (Alfred Meyer-Waldeck) を訪ね、皇妃エリーザベト号を同総督の指揮下に配するよう依頼した。こうしてエリーザベト号は膠州湾の見張りや偵察の任務につくことになった⁽¹⁸⁾。

北京駐在のロストホルン (Arthur von Roshom) 公使と東京駐在大使のミュラー男爵 (Ladislaus Freiherr Müller von Szentgörgy) が本国との通信手段を失ったのは八月六日のことであった。彼らもまた情勢の把握に苦慮していた。東京ではフランツ・フェルディナント大公夫妻の暗殺について同情的な報道もある一方で、日本が欧州大戦にどう関与するのかについて様々な憶測が流れていた。ロシアが欧州戦線に拘泥するのに乗じて、日本が満州やモンゴルに触手を伸ばすという観測もある一方で、日英同盟を

理由に大戦に参戦する可能性も高かった。ミュラー大使は母国と日本の間に起こりうる方が一の場合を予期して、出国準備を始めることにした。日本政府は八月十五日、ドイツ政府に最後通牒を突き付け、ドイツ艦船のアジアからの撤退と青島の無条件返還を要求。その回答期限を同月二三日とした。ドイツがこれに返答しなければ日独は戦争に突入することになる。しかも青島には皇妃エリーザベト号が停泊していた。²⁰⁾

八月十九日、ミュラー大使はようやく青島の皇妃エリーザベト号の最新動向を把握した。マコヴィッツ艦長は日独開戦の場合、自らの責任でドイツ側と共闘し、もしドイツが青島から撤退する場合は、艦を武装解除して乗組員を退避させた後、同艦を自沈させることを決意していた。これは日独間においても戦争状態が発生することを意味する。²¹⁾

(二) 当初のオーストリア外務省の姿勢と国交断絶回避の可能性

ウィーンのオーストリア・ハンガリー外務省が緊迫する東アジア情勢について本格的に研究し始めたのは日本の対独最後通牒（八月十五日）の後であった。八月二〇日にツインマーマン外務次官（Alfred Zimmernann）を訪ねたベルリン駐在オーストリア大使ホーエンローエ公爵（Gottfried Prinz zu Hohenlohe-Waldenburg-Schillingfürst）は、ドイツ政府としては日本の最後通牒に返答するつもりはなく、最後の一兵まで青島を守り抜くこと、また青島の租借権の中国への返還を検討中だと聞かされた。そしてツィーマンは「戦争は不可避」であり、西部戦線でのドイツの対仏勝利が日本の野心を抑制することに期待を示した。²²⁾

当初、ウィーンのオーストリア・ハンガリー共通軍事省海軍局（K.u.K. Kriegsmarineministerium, Marinesektion）では日本との必要な戦争を避けるため、皇妃エリーザベト号を青島から移動させ、船舶抑留（internment）のために特定の港に寄港させることを検討していた。ただこれを皇妃エリーザベト号に打電するにあたり、まずベルヒルト外相（Leopold Graf Berchtold von und zu Ungarschitz）の裁可を取り付け、さらに同盟国ドイツと協議する必要がある。ツインマーマン独外務次官は皇妃エリーザベト号の移動については受け入れたものの、同艦の抑留場所として日本の港を指定することには反対した。ツインマーマンはこのオーストリアの動きが世論に甚大な影響を与える可能性を指摘し、さらに日本政府は事前の約束を反故にして、いつでもオーストリアに対し宣戦布告可能だと指摘した。²³⁾

七月にウィーンに赴任したばかりの佐藤愛麿駐奥大使は八月十九日のあるオーストリア人との会話の中で、日本の対独宣戦布告について説明した後で、「日本人はオーストリア・ハンガリーに大きな親近感を持っており、我々はまたその好意に基づいて（※両国関係が）築かれていくことを当然のことと考えている」と述べている。²⁴⁾ また佐藤は八月二〇日付でベルヒルト外相に書簡を送り、日本の対独最後通牒の複写を「日本外務省から（※こうするようにとの）訓令はないが、外相閣下のための個人

的な情報として「敢えて送付している⁽²⁶⁾。ウィーンの日本大使館もオーストリアとの関係維持に尽力していた。

奥海軍局の内部では皇妃エリーザベト号の取り扱いをめくり意見が割れていた。ドイツのアジア権益の今後の見通しは暗いものの、これを同盟国オーストリアが見捨ててしまうことは世論に大きな影響を与えかねない。そこで独奥同盟維持のためにも、皇妃エリーザベト号も青島で何かしらの役割を果たすべきだと考える者たちがいた。他方、青島でドイツを支援することは不可能であり、旧式の皇妃エリーザベト号は青島防衛にろくな貢献もできず、さらに日本との戦争も余儀なくされるため、皇妃エリーザベト号の武装解除を主張する者もいた。そして後者の方針がドイツ経由でアジアに打電されたのである⁽²⁷⁾。八月二日、ベルリン駐在の奥海軍武官コロレド・マンズフェルト伯爵 (Hieronymus Graf Colloredo-Mannsfeld) は皇妃エリーザベト号に「武装解除、乗員は天津へ (Abrufen, Tientsin)」と簡潔に打電した。また同日奥外務省のフォルガッハ伯爵 (Johann Graf Forgách von Ghymes und Gáes) は佐藤駐奥大使に東京のミュラー大使宛の電報の打電を依頼した⁽²⁸⁾。この時点までオーストリアは太平洋戦線において中立を保とうとしていたのである⁽²⁹⁾。

八月二三日に日独開戦の報に接したミュラー大使のもとには、前述の二二日付指令は届いていなかった。だが日独開戦に伴い日奥の国交断絶は不可避との認識に達したミュラー大使は日本出国を決心する⁽³⁰⁾。二四日、彼は加藤高明外相との面会の約束をとった。ところがこの会談はミュラーにとって予想外の展開となった。なんとオーストリア外務省からのミュラー大使宛の英文電報がローマの日本大使館経由で日本外務省に届いており⁽³¹⁾、その内容自体も想定外のものであった。つまりオーストリア外務省は皇妃エリーザベト号のために上海までの安全通行権 (safe-conduct) を日本政府から獲得し、中立港の上海で同艦を武装解除することをミュラーに求めていたのである。ここで加藤は日本政府として皇妃エリーザベト号に安全通行権を与えるだけでなく、駐日英・仏・露大使からも同様の通行権を得られるよう尽力する旨約束した。そして皇妃エリーザベト号の問題を平和的に解決しようとしたオーストリア政府の決断に満足の意を表したのである⁽³²⁾。なおバーディックは、ミュラーが加藤に本来の面会理由を明らかにすることなく霞が関を後にしたと書いているが、実際には「実は本日来訪したるは愈⁽³³⁾日本に於て英国と協力せらるる上は、一方に自国軍艦の攻めらるるを見て、他方に自分共が東京に留まることは面白からざるに付、自分及館員一同退去する方可然と思ひ之を通告の為に来りたる次第」であるものの、「不取敢⁽³⁴⁾此電訓に基く御照会を致すべしとて、退去に付ては何等断絶たることを述べずして退出⁽³⁵⁾」したのであった。この後、ミュラーは外務省に使者を送り、二二日付訓令に沿う内容で日本側に要望書を提出し、さらにローマの日本大使館経由で奥外務省宛の平文の英文電報の打電を依頼している⁽³⁶⁾。その内容は「加藤外相は英仏露の軍艦の動向についてまでは保証できないものの、英仏露の各大使にこの件を取り次ぐことを約束してくれた。これがうまくいった場合、本使はこれを皇妃エリーザベト号に直ちに伝える心づもりであるが、はたして首尾よく運ぶかは疑問である。もしこの

武装解除案が成功しなかった場合の指示を駐澳日本大使を通じて送っていただきたい」というものであった。この電報はローマ経由で佐藤駐澳大使に送られたが、実は日本外務省側で「英国大使のみに取り次ぐ」と書き直されていた。³⁷⁾この変更を知った澳大使館側は「(※ミュラー) 大使はやはり澳国政府に当該海域における仏露の軍艦の存在に注意を引くためにも、仏露の軍艦について言及することが必要と考えております。そうしなければ、澳国政府は英国大使の最終的同意だけで十分だと考えかねません」と申し入れている。³⁸⁾加藤はミュラーに対し澳側の申し入れに「帝国政府に於て然と考量を加へたる上で回答する」と返信した。³⁹⁾日本側もオーストリア大使館が相当神経質になっていることを感じ取っていた。

(三) 英国外務省の反応

この八月二二日付の澳外務省の訓令とそれに対する加藤外相やミュラー大使の対応について英国外務省史料を参照すると、本件の複雑性が見えてくる。二四日の加藤外相とミュラー大使との面会内容は、その日のうちにグリーン英駐日大使 (Sir William Conyngham Greene) に伝えられた。加藤との面会後に打電されたグレイ英外相 (Sir Edward Grey) 宛機密電報では、オーストリア側の電訓の内容 (青島の皇妃エリーザベト号が日本政府の保証の下、また他国からの無干渉の下で中立港上海に向かい、日独戦争中、同艦は上海で武装解除して待機すること) が伝えられ、さらに「オーストリアの駐日大使は (※加藤) 閣下に対し、もしもこの (※澳側の) 要求が受け入れられなければ、同大使は館員と共に日本を退去しなければならなくなると述べた」と付言していた。さらに加藤外相は「日本はオーストリアと戦争状態に入っていないため、皇妃エリーザベト号に干渉する理由はなく、(※さらに) 我々同盟国 (※英国) の行動までは保証できない。そして (※加藤) 閣下はもし我々 (英国) が同艦に干渉せず、その安全通行に同意すれば、(※日本は) オーストリアとの国交を断絶しないで済むことになり、日澳の外交使節も各々ウィーンと東京に留まれることになる」と述べたことも報告した。さらに「英国大使館付海軍武官によれば、同艦は旧型の小型巡洋艦で、戦利品として無価値だとのこと。さらに加藤閣下は本使 (※グリーン) に対し、仏露はどのような態度をとるだろうかと尋ねてきた。本使はこの件をグレイ外相に照会すると述べた。」⁴⁰⁾

このグリーンンの電報を受けて、英国外務省では対応が検討された。⁴¹⁾ 外交文書に付記されたミニッツ (minutes) を見ると、アスキス首相 (Lord Herbert Henry Asquith) は『皇妃エリーザベト号』については海軍省 (Admiralty) に見解を求めべき。⁴²⁾そして (※英国の) 返答を日本政府に伝えるにあたり、加藤男爵が (※自ら) フランス・ロシア大使にこの件を伝え、彼らの意向を聞くべきだと提案すべきである。すでに (※我々は) 仏露側に対し、極東において仏露の支援は必要ないと伝達している以上、(※本件について) 我々の方から仏露に尋ねるのは厄介な (awkward) ことになりかねない」と記した。外務政務次官補のラングレー

(Sir Walter Langley) は「我々の側から（※仏露）に尋ねるのは厄介（awkward）であり、そもそも日本政府のためにわざわざ（※仏露）に照会する特段の理由も見当たらない。だが日本政府側が（※仏露）に尋ねるのはさらに厄介なことかもしれないので、我々から（※仏露に）照会してあげれば彼ら（※日本側）は喜ぶだろう。そこでアーサー・ニコルソン氏（Sir Arthur Nicolson）にお尋ねするが、彼（※グリーン）が他の用件で仏露の大使に会う時に本件に関する彼らの見解を聞くべきだろうか？ また仏露政府の意向を確かめさせた方がいいだろうか。おそらくこれにはいくらかの利益があるだろう」と記している。これに対しニコルソンは「まず彼（※グリーン）にやらせてみよう。彼は仏露側に説明できる」と返答している。

「グリーン大使からの電報一二二号」と題されたメモ（八月二六日の日付印はあるが、作成日は不明）には外務省のグリーン大使への訓令（八月二五日付第九三号）の原案と思われる内容が記載されている。⁽⁴⁾「王妃エリーザベト号に上海へのフリーパス（free pass）が与えられる。日本はオーストリアと戦争状態に入りたくない。そしてフリーパスを与えたいといっても、（※日本は）その同盟国である英国の見解が分かっている。そして我々がオーストリア大使が東京に留まり続けることに同意するかどうか尋ねてきている。我が大英帝国政府にとっての問題は、この取り計らいにより果たして我々が得をするのか損をするのか、という点である。結局のところ、その古い巡洋艦は上海で抑留される。（※しかし）我々はオーストリアと戦争中なのである！」
 そしてこのメモの内容を土台に、二五日付外務省のグリーン宛訓令が起草された。⁽⁴⁾「我々は日本側が求める内容に同意する。もし日本が（※オーストリアとの）外交関係の断絶を避けたのであれば、以下の条件の下で我々はオーストリアの巡洋艦が中立港に向かうことに同意する。

① 武装解除、船舶抑留、無線不能の状態に置かれること。

② 将校と乗組員は再び乗務しないように警護の上で本国に送還されること。

③ 日本のオーストリア大使館および領事館からの電報は全て平文にすること。

④ 日本在住および中国の日本占領地域および租借地在住オーストリア人のスパイ行為に対する監視を行うこと。」

英国側の史料を見ると、日本側が強クオーストリアとの国交断絶や戦争を避けようとしていたことがより鮮明になる。そして英国側は、すでに英国の敵国となったオーストリアと敢えて国交を維持したいと考える同盟国日本に少なからぬ違和感を抱き、さらに王妃エリーザベト号の武装解除及び中立港への移送が対仏露関係に与える「厄介な」な部分に頭を悩ませつつ、洪々その要望に同意したことが判明する。

(四) オーストリア外務省の突然の方針転換とその帰結

ところが奥外務省が八月二二日に皇妃エリーザベト号の武装解除指令を打電した直後、オーストリア側ではこの方針を再考する動きが出てきた。皇妃エリーザベト号はドイツの港（青島）で武装解除することになるが、ヨーロッパ戦線ではそのドイツがオーストリアを援助している。陸軍としては皇妃エリーザベト号の戦闘上の価値の低さは理解できるものの、かくも不名誉な形でそのまま運命を受け入れることは理解不能だというのが参謀本部の見解であった。さらにドイツ側からも疑義が提起され、青島はすでに英国艦船により封鎖されており、皇妃エリーザベト号は中立港には到着不能だと指摘していた。⁽⁴³⁾

二三日、ドイツ外務省は日本の最後通牒を受け入れない旨、船越駐独代理大使に通知した。さらにドイツ側はホーエンローエ塙駐独大使に日本側が二三日一二時に膠州湾に対する敵対行為を開始するかもしれないとの観測を伝えてきた。⁽⁴⁴⁾ さらにドイツ皇帝ヴィルヘルム二世 (Wilhelm II.) は皇妃エリーザベト号は青島でドイツと共に戦うと発言⁽⁴⁵⁾。これを受けてオーストリアの皇帝フランツ・ヨーゼフ (Franz Joseph I.) は日本との国交断絶を決断し、ベルヒトルト外相に指示を与えた。⁽⁴⁶⁾ かくして新たな二つの指令が東アジアに打電された。一つ目はマコヴィッツ艦長宛のもので青島での戦闘参加を求めるものであり、⁽⁴⁷⁾ 二つ目はローマ、マルタ経由の平文電報でミュラー大使に送られた。「日本の我同盟国ドイツへの態度に鑑み、(※日本側に) 旅券を請求せよ。暗号表と秘密書類を破棄せよ。各領事にも伝達のこと。大使館員と共にアメリカに退去せよ。アメリカ大使館に奥臣民の保護を要請せよ。」⁽⁴⁸⁾

このようにウィーンの外務省は比較的安易に政策を転換させたが、それを実行する現場には大きな困難が伴った。ミュラーは皇妃エリーザベト号の武装解除により、奥日の国交断絶をなんとか食い止められたと考えていた。ところが本国からの指令がまだ届かぬ八月二六日の新聞に「オーストリアが日本に宣戦布告！」との記事が掲載され、大きな衝撃を受けることになる。まだ本国の方針転換を知らないミュラーは松井慶四郎外務次官に次のような手紙を送った。

新聞各紙がサンフランシスコ電としてオーストリアハンガリーが日本に宣戦布告したと伝えていきます！。私はこの報道を否定するべく努力致しましたが、うまくいきませんでした。日本帝国政府におかれましては、新聞各社に対しこれがいかに馬鹿げたニュースであるかお伝えいただきたいのです。⁽⁴⁹⁾

さらにその晩、日本政府から皇妃エリーザベト号の乗員が天津への道すがら、済南を通過したとの情報が伝えられ、マコヴィッツが青島で武装解除を行ったことも判明した。⁽⁵⁰⁾

この知らせに安堵したのも束の間、北京からの電報はオーストリア政府が従来の方針を撤回したことを伝えてきた。皇妃エリーザベト号の乗員は青島に戻り、青島防衛に参加することになったのである。そして翌二七日、ミュラー大使は本国からの訓令を受け取り、日本外務省に対し国交断絶を通知し、旅券の交付を申請することになった。⁽³³⁾ 帰国にあたり加藤外相と面会したミュラーは、加藤から個人的な悲しみとオーストリア政府の急な方針転換についての遺憾の意を表明され、果たして現状は日墺の戦争状態を意味するのかどうか尋ねられた。ミュラーは、現状は戦争状態とは考えないものの、国交の断絶ということになるだろうと返答した。加藤外相はこのミュラーの見解を受け入れ、再び遺憾の意を表した。⁽³⁴⁾ なおウィーンの佐藤大使が八月二五日にオーストリア・ハンガリー外相ベルヒルトから旅券と日本との国交断絶通告を受け取ったことを日本外務省側が確認したのは八月三一日付のローマ駐在の林権助大使からの電報によってであった。⁽³⁵⁾ 佐藤はウィーン西駅から鉄道でスイスに出国した。⁽³⁶⁾ かくして日墺の国交は断たれた。一八六九年に日墺に国交が成立してから四五年目の出来事であった。

なお英国外交文書を読むと、この国交断絶を通告する二四日付ウィーン発東京宛の電報 *"umalta pasalex"* は在シンガポールの英国の検閲官によつて一時的に同地に留め置かれていたことが判明する。⁽³⁷⁾ 二五日付のグレイ外相宛の *"AC"* によるメモには「添付のシンガポールの検閲官からのメッセージは、オーストリアが日本に宣戦布告（※傍線筆者）したことを示している。シンガポールの電信検閲官はこの（※オーストリアからの）電報をストップしている。私は（※ロンドンの）首席検閲官にできる限り早くこれを（※東京に）送るよう依頼した。膠州湾のオーストリア兵についての電報は今朝打電されたが、日本政府がオーストリアと戦争状態にある（※傍線筆者）ことを知る前に今朝の電報の内容に沿って動く時間はないと思われる。」このメモは外務政務次官補ラングレーによつて二七日に閲覧されている。この時点で英国側はオーストリアからの「国交断絶」通知を「宣戦布告」と捉えていた。

二七日、グリーン大使は加藤外相に面会を求め、グレイ外相からの二五日付訓令（皇妃エリーザベト号の武装解除、上海移送の条件）の内容を伝えてきた。⁽³⁸⁾ だがグレイの訓令とグリーンが加藤に手交したメモにはいくつかの相違点が認められる。まず冒頭の書き出しが「日本政府がオーストリアとの国交断絶を何としても避けたいと考えているので、大英帝国政府とフランス政府は日本側の意向に同意する」と改められ、おそらく東京（とロンドン？）でフランス側に本件が打診され、フランス側の同意を得たことが示唆されている。また日本領内等に在住するオーストリア人に対する監視を定めた第二条件については、これが中国のフランス租借地にまで範囲が拡張されており、日本の墺大使館・公使館からの電報は平文に限るとした第四条件は、電報そのものを禁止するという形に変更されていた。だがこの会談の時点で、すでにミュラー大使から国交断絶が通達されていた。そのため加藤は「本問題は最早其必要な」としつつ、英仏が提示した条件について「第三、第四は軍艦関係とは関係ない条件」で

あり、第一、第二条件のみを塙側に提出するほかないと述べた。「何せよ今となりは之は凡て不必要となりたるもの」と締めくくったもの、この部分を見ても加藤がオーストリア側にかなり配慮する姿勢を取っていたことが分かる。

翌二八日のグリーン英国大使との会談において、加藤は今回の突然のオーストリア側の態度変更はドイツの圧力によるものだと分析を伝えた。ローマに退去したばかりの佐藤駐塙大使も九月一日付報告書で、「彼の『塙国軍艦カイゼリン、エリザベツ』号の武装解除に関し帝國政府に向て依頼を申入置きながら、突然日塙国交を断てるが如きも畢竟伯林政府の厳命に服従せしに外なら」ないとの見立てを伝えていた。これらは当時の日本側の情勢分析の一端を示している。またグリーン大使はグレイ外相に「昨日、加藤外相はオーストリア大使に最も友好的な (most amicable) 形で別れを告げている。(中略) 加藤外相はオーストリアが今や日本に対して宣戦するかどうか気付いていない。オーストリアが更なる措置をとらない限り、日本側の動きはないだろう。だがオーストリアが宣戦すれば、日本も同様に動くであろう」とも報告していた。

ミュラー大使一行は八月三十一日に横浜から商船マンチュリア号に乗船し、中立国アメリカへと旅立った。これに対し、マコヴィッツら皇妃エリーザベト号の乗員たちは、青島での絶望的な戦闘に参加し、戦闘能力を失った皇妃エリーザベト号を自沈させ、さらに日本軍に敗北して、抑留生活を送るといふ辛酸を舐めることになった。

四 大戦中の日本外務省の日塙関係理解について

日本外務省による第一次大戦中の日塙の国際法上の関係についての文書は主に外務省外交史料館『外務省記録』の「日独開戦一件(塙勃土断交を含む)」に収められている。ここでは本史料に基づいて日本側の捉え方とその変化を追ってみたい。

(一) 一九一四年一二月の議論

最初に日本外務省が国交断絶後の日塙関係について整理しようと試みたのは一九一四年一二月のことであった。加藤高明外相



東京を引き揚げるミュラー大使(新橋にて)
『東京朝日新聞(1914年9月1日付)』

は二月一日に大隈重信首相に「日本と奥匈国との關係に付閣議決定方請議の件」を送り、日奥間の法的状態について閣議決定を求めた。加藤はオーストリアの軍艦エリーザベト号と乗組員が「独逸兵と共に青島の防禦に任じ帝國軍に抗敵」したことをもつて、「帝國と奥匈国との間には既に事實上戦争状態」が「存在し居るもの」としつつ、この「成立の時期を決定するは暫く置く」とした。そして「此事実上の状態を認めて両国間の通商条約は既に消滅に帰し」と見なし、「其他此状態を基礎として日奥國際關係を万事処理する」ことを「至当」とした。

なお、この請議には加藤の判断の「参考」となった「日奥両国の現在關係」と題された三部構成の資料が添付されている。⁽⁶⁵⁾「第一、日奥両国は戦争状態に在らずと主張し得べき論拠は大凡左の如し」は以下の三点を指摘している。

①日奥間に交わされた通牒には日奥の「外交關係を断絶せしむる以外に両国を戦争状態に置かむとするの意思を表示すべき文字」は存在せず、一九一四年九月五日の加藤外相の議會演説も「両国交戦状態の存在を予想することなし」であった。⁽⁶⁶⁾

②日奥の国交断絶当時、八代六郎海軍大臣がオーストリア商船に対し、日本がドイツ商船に与えた「恩恵期間」と同様のものを与える勅令案を起草し、これに加藤外相と内相は同意を与えたものの、結局、大隈内閣は「日奥両国間には未だ戦争状態成立し居らずとの意見」で、その勅令案は公布されなかった。

③大日本帝國憲法第一三条の宣戦布告規定は、仮に天皇が正式な宣戦布告を行わなかったとしても、日本が他国と戦争状態にあるとの天皇の意思を国民に知らせる手段をとることを必要としているが、「現在に至る迄斯の如き手段は未だ嘗て執られ」ていないため、「国民は帝國が奥匈と戦争状態に在りと思考し」ていない。またオーストリアの軍艦と水兵が青島防禦に参加したのは「其任意に出でたる義勇団の行為と看做すべ」きで、「奥匈政府の戦意は之に依りて決定」されるものではない。これに対して「第二、日奥両国は戦争状態に在り」と主張し得べき論拠は大凡左の如し」は以下の三点を指摘する。

①オーストリア側の通告には「奥匈政府は其同盟国たる独逸に対し日本政府の執りたる態度に鑑み」日奥両国の外交關係を「断絶す」と記載されている。これは「奥匈は同盟の誼^{よしみ}として之（※日独の交戦状態）を傍観するを得ずと云ひたるに均^{ひとし}く一種の宣戦通告と見」うる。

②一九一四年八月二九日付の内務省訓令第一四号において、日本国内に居留するオーストリア人に対して、国内居留ドイツ人に対する内務省訓令第一号を準用するとしたのは「国交断絶を以て戦争開始と看做したる結果」である。もし国交のみが断絶したと解釈すると、日奥通商条約は効力を持ち続け、日本とオーストリアの關係は「無条約国に対する關係以上」となってしまう。また同訓令一四号には「国交断絶したるに付」と明記され、これにより国民に「間接に戦争状態の存在を表示せしめた」ことになる。そもそも日奥の通商關係は希薄で、すでにヨーロッパでの開戦に伴ってオーストリア商船は極東航路

を停止しており、また軍艦も「老齡なる『カイゼリン、エリザベット』」が「膠州湾内に通入」していただけに過ぎないので、オーストリア側から公然と宣戦布告をしてこない限り、日本側から進んで宣戦する「実益」は「毫も存在」しない。日本としては「唯（ただ）奥（おく）の挑発に答へ、奥（おく）の解釈するが如く国交断絶の意義を解釈し事実上交戦関係に入」っただけである。

③青島の皇妃エリーザベト号は一度本国の訓令により青島で武装解除の上、天津に向かったものの、再び武装を回復し青島に引き返し、乗組員の一部はドイツ軍と共に青島の防衛に携わった。この乗組員の帰還を彼らの自由意思によるものとするのは「故意に事実を強ゆるもの」であり、彼らは「奥（おく）の軍隊として本国政府の訓令に依り」行動したのである。青島の防衛に参加し日本軍と敵対した以上、「日奥（にっおく）両国は戦争状態に在るものと云」わざるを得ない。もし「此事実を無視し飽（あ）く迄（まで）日奥（にっおく）両国は単に国交を断絶したに過ぎず」と解釈すれば、日奥（にっおく）通商条約がそのまま存続し、もし日本が「条約の消滅を利用して独逸人の享有する永代借地権を処分せんとする場合には、奥（おく）国人に対して之を為すこと能（あた）はざるの結果となり、甚だ妥当」ではない。また日本の軍艦が奥（おく）国商船に遭遇しても「之を敵船として取扱ふこと能（あた）はず」、オーストリア人の荷物は「中立貨物と看做さざる」を得ず、「頗る面白」くない。このようなことは「畢竟（畢竟）両国関係の根本觀念、其の当（とう）を得ざるに基づくものである。

この「第一」と「第二」の比較衡量に基づき、「第三、結論」は次のように結ぶ。

①日奥（にっおく）の国交断絶当時、日本政府が「之を以て戦争状態に入りたるものと了解し居らざりしは事実にして、今尚ほ解釈一定」していないが、単なる「国交断絶」に過ぎないと見なすことには前記「第二」の指摘のように「不都合」がある。

②そこで日本としては「奥（おく）国と戦争状態に在りとの主義を採る」のが「得策」であるものの、戦争状態に入った時期については「国交断絶と同時になすを最も妥当とするも、斯の如きは政府は自らを欺くの嫌いありて面白」くない。

③そこで「外務大臣の議会演説に依りて、日奥（にっおく）両国戦争状態の存在を弁明するの外なかるべし」と思考」する。その「議会演説」案は次のようなものであった。九月五日の加藤外相の議会演説冒頭にも見られた行（くだり）、つまりオーストリアの東洋における利害関係が「極めて尠（すく）な」いため日本はオーストリアと「平和関係を持續する」ことを欲したという文言が繰り返された上で、日本政府としては「此外交関係の断絶を以て交戦関係の開始を意味するものと了解」しておらず、「斯の如く了解するを欲」してもいなかったが、オーストリアの「水兵」がドイツ軍と共に青島防衛に加わり、皇妃エリーザベト号も日本軍に「砲火を開きたるにつき」、日本は「其の意に反して奥（おく）洪（こう）国と交戦せざるべからざるに至」った。

だが、ここで提案された外相の「議会演説」案が実現することはなかった。この日奥（にっおく）の国際法的関係についての検討は一年ほど放置されることになった。

(二) 一九一五年一月から二月の動向

加藤の請議から約一年経った一九一五年一月二日、ロシア駐日大使マレフスキー＝マレヴィッチ (Nikolai Malievsky-Malevich) は、日本政府がいつ、どのような内容の宣戦布告をオーストリアに対して行ったか尋ねてきた。⁽⁶⁷⁾これに対し、外務省は「日本はオーストリアに宣戦布告しておりません」と即日返答している。⁽⁶⁸⁾次いで一月二十九日に青島の奈良参謀長から「奥匈国と日本とは宣戦布告をなしたるや、差迫りたる必要あり」と照会があったが、外務省は翌日付で「宣戦布告を為したることなし」と返答した。これらの照会は、日本外務省にいつ、どのような形で日奥が戦争状態に入ったのかを確認する必要性を自覚させることになった。石井菊次郎外相は珍田捨己駐米大使にオーストリアがアメリカ政府に日奥「開戦」をどのように通知したか、またいつを以て日本と開戦したと見なしているかを尋ねるよう訓令している。⁽⁶⁹⁾アメリカは一九一四年八月二十七日に「日奥戦争」に関する中立宣言を出していたが、そもそもこのような中立宣言を発表したのは、オーストリア側が「日奥開戦を米国に通知したる結果」だと推測したためであった。⁽⁷⁰⁾そこで珍田は一九一五年二月三〇日にランシング国務長官 (Robert Lansing) と会談した際、この件を照会した。⁽⁷¹⁾ランシングからは即日で回答が寄せられたが、その内容は日本外務省を満足させるものではなかった。ランシングによれば、

① 一九一四年八月二十六日付でワシントン D.C. 駐在のオーストリア大使から国務省に電報があり、オーストリア皇帝と同政府は青島に碇泊中の皇妃エリーザベト号の司令官に「ドイツと共闘せよとの指示」を与え、奥日の外交関係の断絶を伝えてきたこと、

② 同年八月二十七日付で東京駐在のアメリカ大使の電報でミュラー奥大使の日奥の国交断絶を通告しと旅券の受領を伝えてきたこと、

③ オーストリアがドイツの同盟国であり、そもそも戦争の発端を作ったのがオーストリアであったことに鑑み、米国政府は日奥間に戦争状態が存在すると想定し (assume)、米国民のために中立宣言を発表した、とのことであった。⁽⁷²⁾さらに「それぞれ (※日奥) が二国間の外交関係は (※単なる) 一時的な保留状態だと看做しているのであれば、米国務省は一九一四年八月二十七日付の中立宣言を喜んで撤回する用意がある」とも付け加えた。つまり日本側は日奥「開戦」の根拠をアメリカ頼みにしたものの、そのアメリカの日奥「開戦」認識もいわば状況証拠の上に成り立っていたのであった。

(三) 日本政府による日奥の「戦争状態」の認定 (一九一七年一月)

これまで日本側は大戦中の日奥関係についての姿勢を明確化する必要を感じつつ、結局のところその判断を保留してきた。だ

が一九一六年一二月にドイツがアメリカ経由で連合国側に講和提議が行ったあたりから、再びこの曖昧な日墺関係が問題化してくる。このドイツの提議に対して、イギリス政府としては連合国側で協議の上、フランス政府を通じて回答することを考え、連合国側としては講和条件等はまだ「深入りするを避け」、「要するに連合国側に於て独逸の提議拒否の回答をなすこと」を「主眼」としていた。⁽⁷⁴⁾これに対し、珍田駐英大使はセシル外務省政務次官 (Lord Robert Cecil) に「日本は独逸とは交戦関係に在るも、墺国とは外交関係断絶に止まり、又土勃両国とは外交関係もなき等、自ずから他の与国とは趣を異にするに付、我方の回答としては其の變の斟酌をも要す」と主張した。珍田は前年一二月のランシングへの問い合わせとその回答を踏まえて発言したのであろう。これに対しセシルは「右等の点は回答書立案方にて如何様とも纏まり付くべし」と答えた。ここでイギリス側は日墺の曖昧な国際法上の関係について、特に注文を付けてこなかったのである。

ところが一九一七年一月一七日、本野一郎外相は寺内正毅総理に「帝国と墺洪国との関係に付請議の件」を送り、「此際、帝国の助力せむとする対敵措置、並今次提議せられたる講和問題等に牽連し、帝国と墺洪国との関係を明確に決定するの必要あり」とした。そして

① オーストリア政府が公表した外交赤書 (Rothbuch: マ) に掲載された一九一四年八月二四日付の駐日大使宛訓電の冒頭に「墺洪国軍艦『エリザベート』艦長は青島に於て先頭に参加すべき命令を受けたり」と明記されていたことをもって、オーストリア政府が日本と「交戦の意思を有したること疑を容れ」ないこと、

② 青島で「軍艦『エリザベート』」はドイツ軍とともに戦い、ヨーロッパ方面でもオーストリアの「潜水艇」が日本の商船を撃沈し「明に帝国に対する敵対行為を示」したこと、

の二点をもつて、「帝国は墺洪国を純然たる敵国として処遇すべきものと認め、右閣議の御決定を請う」ととした。こうして日本政府はオーストリアと「戦争状態」であることを一九一七年一月一九日付で「請議の通」り閣議決定したのである。⁽⁷⁵⁾これは一月二三日付の「在欧米亜各大使宛」の訓令において各国駐在外交使節に伝達された。⁽⁷⁶⁾なおこの訓令の下書きには「在英珍田大使へは」、「本件は貴電大正五年第四三七(※ママ)号末部と関係あるに付ご参考まで電報す」とある。ここから日本のオーストリアに対する態度決定の背景には、珍田駐英大使が報告してきたドイツの講和提議に対する英国側の姿勢と、珍田大使がセシル外務政務次官に「墺国とは外交関係断絶に止まり(中略)自ずから他の与国とは趣を異にする」と述べたことがあったのではないかと推測し得る。なぜなら一月一九日付の閣議決定を求める「請議」の下書きの削除部分には「目下講和に関する各種の提議起り、又(且)対敵措置を一層嚴重に実施せむとする帝国の方針も定まり際に、対外関係上及国内施政上」「交戦国を明白に為し置くの要」がある、と書き込まれているからである。⁽⁷⁷⁾さらに廃案となった本野外相の加藤友三郎海軍大臣、大島健一陸軍

大臣宛の「閣議稟請の件」においては、当初本野外相は陸海相と連名で「請議」し、さらに「同国人の処遇振、対敵措置の実施其他の關係上にも種々不便九々」であるため、「塙洪国が帝国の対手交戦国たるの關係を明確に」⁽⁸⁰⁾ することを提案していた。

同年二月二日になると英国駐日大使グリーンは幣原喜重郎外務次官宛の私信で「(※日本) 艦隊の地中海派遣に關連し、バルフォア首相は小生に日本外務省に以下を確認するよう依頼されました。つまりオーストリア、トルコ、ブルガリアに対する日本の正確な態度、つまり日本は公式にこれらの国々のいずれか、もしくは全ての国々と戦争状態にあるのか、についてです」と問い合わせてきた。これは元々英国海軍省が英外務省に問い合わせてきたものであった。これに対し、幣原は以下のように回答した。「閣下のお尋ねに対し、本野子爵の承認のもと、以下のようにお答え致します。日本はドイツ同様、オーストリア・ハンガリーとも明白に戦争状態にあります。オーストリア・ハンガリー政府は一九一四年八月二四日に皇妃エリーザベト号の艦長に青島での戦争に参加するように指示したことで(塙外交赤書六九号参照)、公式に日本に対する敵対行為に入ることを宣言し、こうした敵対行為は実際のところ陸上と海上の双方において繰り返されております。トルコとブルガリアに關して日本の方針は明確に確立されておりません。これらの国々と日本は外交關係を保持しておらず、どちらの国とも実際には衝突しておりません。しかしながら、両国は日本が敵対する国々(※独塊)と同盟を結んでいることに鑑み、両国を敵国と見なしてきております。」そして幣原は鈴木貫太郎海軍次官に英国大使から照会があったことを伝え、そこにも「塙洪国とは既に戦争状態に在る」と書いた。

外務省が一九二〇年九月に発表した「同盟及び連合国と塙地利国との平和条約説明書」⁽⁸⁵⁾には日本側の日塙關係理解についての最終認識が示されていた。オーストリア外務省は外相ベルヒトルトの名で一九一四年八月二五日、佐藤愛磨駐塙大使に「旅券を交付し」、塙側は日本政府がドイツ(オーストリアの同盟国)にとつた態度に鑑み、

①「日本国との外交關係を断絶するの已むなきに至れる旨」を通告してきた。「故に日塙兩國間の国交断絶は全然塙洪国側の創意に出でたるもの(※傍線筆者)なることは明白」である。

②オーストリア政府が発行した外交赤書所収の第六九号文書によれば、一九一四年八月二四日付でオーストリア政府が青島の「皇妃エリーザベト号」の艦長に「青島の戦闘に参加すべき旨電訓せし事実判明し、同国が最初より帝国に対して戦意を有したること疑いを容れざるに至れるのみならず、爾来、該意図の実行として青島に於る同艦の戦闘参加及欧州方面に於る同国潜水艦の帝国商船沈没等の事実ありたるに鑑み、」

「帝国政府は大正六年(一九一七年)一月一九日閣議を以て同国を純然たる敵国として取扱うことに決定」した。

このように日本政府は一九一七年一月の閣議決定をもってオーストリアを「敵国」と見なし、兩國間に戦争状態があることを

確認したわけであるが、日本側の説明には「敵国」認定の背景・理由は示されていても、いったい「いつ」から戦争状態に入ったのが明示されていなかった。この「いつ」の問題が明確化されたのは一九二二年のことであった。同年五月二六日付の林権助駐英大使の電報は「英外務省より戦記編纂の都合上」、日本がオーストリア・ハンガリーと「戦時状態」に入った日付について照会してきたことを報告していた。⁽⁸⁶⁾これに対し、内田康哉外相は国交断絶の経緯、そして公文書によりオーストリアが「前記外交関係断絶の日より帝国に対し敵意を有したること判明し」、青島での「奥国軍艦の戦闘参加」と「奥国潜水艦の帝国商船撃沈」を踏まえた一九一七年一月の閣議決定といった「経緯に依り」、「一九一四年八月二五日より帝国と奥国との間に戦争状態の発生したるものと認めらるる(※傍線筆者)」と返答した。⁽⁸⁷⁾こうして日本は第一次世界大戦開戦から七年、終戦から三年ほど経過した時点において、日奥間に「戦争状態」が発生した時期を「一九一四年八月二五日」と確定したのであった。この日付はオーストリア外務省から当時の佐藤駐奥大使に国交断絶通知が送られた日付である。今一度確認していくが、八月二五日に佐藤大使がオーストリア側から国交断絶通知を受けたことを日本外務省が知ったのは同月三一日付の林駐伊大使の電報によってである。まさに後から歴史が作られたのであった。

五 一九一四年八月時点でのオーストリア＝ハンガリー外務省側の認識

奥外務省の日奥の国際法上の関係についての捉え方を示す史料は主にオーストリア＝ハンガリー外交文書の「政治文書(Politisches Archiv (PA))」第一部の第八八八番ボックス(Krieg Japan 1914-1918)⁽⁸⁸⁾と「行政文書(Administrativen Registratur (AR))」の部門(Fach) 三六の三六四番ボックス(Abrbruch der diplomatische Beziehungen zwischen Österreich-Ungarn und Japan)に収められている。なお後者に収められた文書はほんの僅かである。

一九一四年八月二五日付のベルヒトルト外相発佐藤大使宛の仏文の通告の原文はオーストリア・ハンガリー外交文書の行政文書の部門七、四五番ボックス(在奥の日本の外交使節関連)中に入っており、日本のオーストリアの同盟国ドイツに対する態度に鑑みて「オーストリア・ハンガリー政府は日本政府との外交関係を断つことを余儀なくされる(Le gouvernement voit obligé de rompre les relations diplomatiques avec le Japon)」と記されている。⁽⁸⁹⁾なおこの「余儀なくされる(voir obligé)」の部分は、修正前は「必要性に鑑み(considère dans la nécessité)」と記されていた。またその前日二四日付米国駐ウィーン大使館宛の口上書(note verbale)には「日本との外交関係を断絶することやむを得ない状況になった(finds itself induced to break off the diplomatic intercourse with Japan)」とあり、この独語原文でも“sieht sich die kuk. Regierung veranlasst, die diplomatischen Beziehungen mit Japan

abzubrechen」とあった。⁽⁹⁰⁾

さらに興味深いのが八月二六日付のオーストリア軍上級司令部 (Armeoberkommando) 最高司令官のフリードリヒ大公 (Erzherzog Friedrich von Österreich, Herzog von Teschen) の外務省宛電報と、それに対する返答である。フリードリヒ大公は「日本への宣戦布告 (Kriegserklärung) は東シベリアの日本軍部隊がヨーロッパに動員される結果をもたらさう。このような軍事的に重大な決定は軍上級司令部の事前了解があっても当然ではないか」と外務省に注文を付けた。⁽⁹¹⁾ これに対し外務省は「この国 (※日本) に対しては、我が国は宣戦布告をしておらず、外交関係の断絶のみが存在している」と即座に返答した。⁽⁹²⁾ またこの返答原案から削除された箇所には「もしも (※日本からオーストリア側に国交断絶を通知するという) 逆の行動があった場合、我々は国交断絶に向けての主導権を日本側が握ることも考慮に入れねばならない」と記されていた。つまりオーストリア外務省にとって重要だったのは、どちらが先に国交断絶を通知した方が事態の主導権を握れるか、ということであり、宣戦布告をすることがどうかということは、そもそも検討されていなかったのである。そもそも日本との国交断絶という土壇場の方針転換自体が、「ドイツ皇帝が皇妃エリーザベト号は青島で共闘するとの願いを表明され」、「我々の皇帝陛下の (※国交断絶という) 御意向はその (※ドイツ皇帝の) ご希望に沿う」ものだった。そして日本の欧州派兵の可能性を否定しつつ、この回答は「その (※欧州派兵) の可能性は既定の戦前の外交関係に基づいており、(※それがために) 我々の日本に対する態度は変えようがない」と締めくくっている。こうしてみると一九一四年八月時点で澳外務省は日本との「国交断絶」と「宣戦布告」を明確に区別しており、あくまでもドイツ対応の一環として日本との国交断絶を決めたと結論づけることができる。

また前述の通り、東京を退去してアメリカに向かうミュラー大使は「オーストリアハンガリーと日本の国交断絶」と題する九月八日付報告書において、八月二七日の最後の面会で「加藤外相から私の通告が戦争状態を意味するのか」と問われた際、「これは国交の断絶という意味である」と指摘していた。⁽⁹³⁾ 本国との通信困難なミュラー大使も澳外務省本省と同じことを考えて動いていたのであった。

こうしてみると、オーストリア側においては八月二四日付で青島の皇妃エリーザベト号にドイツとの共闘を命じておきながら、二六日時点では日本との関係を単なる「国交断絶」状態と見なすというダブルスタンダードが生じていたことになる。現時点では筆者の力不足のためこの澳外務省の姿勢が一月までの青島での戦闘を経てどのように変化したのかを示す史料を見いだせていないが、少なくとも澳外務省の一九一四年八月時点の方針は、史料に基づいて明確化できたのではないかと考えている。

なお澳外務省史料の国交関係を扱う行政文書 (AR) の部門三六には前述の通り「日本との国交断絶」というフォルダはあるものの、日本への「宣戦布告」とか日本との「戦争状態」と題するフォルダが存在しない。他方で、中国は一九一七年八月にオー

ストリアに宣戦布告しているためか、同じ部門三六の三六三番ボックスには「中国との戦争状態」というフォルダ⁹⁵が存在する。実際の戦闘行為はなかったものの相手から明確な宣戦布告があった頃中関係と、実際の戦闘があったにもかかわらず明確な宣戦布告がなかった日頃関係との比較は興味深いところである。

六 結びに代えて

本稿では第一次世界大戦中の日頃の国際法上の関係を、日頃外交当局がどのように把握していたのかを一次史料に基づいて検討してきた。

日本側は青島の権益を握るドイツに対しては最後通牒（一九一四年八月一五日）から宣戦布告（同年八月二三日）へ、という国際法に則った開戦過程を経て日独戦争に突入した。他方、青島で実際に戦闘を経験し、俘虜を収容したものの、オーストリア・ハンガリーとの「戦争状態」を閣議決定したのは開戦から三年弱を経た一九一七年一月のことであった。確かに日本外務省は一九一四年一月と一九一五年一月に日頃の国際法上の関係を整理・明確化しようと試みてはいた。だが一九一五年末において日本政府は日頃が戦争状態に入った日付を自ら確定することすらできず、アメリカにその情報を求めたほどであった。そしてそのアメリカも、あくまで状況証拠に基づいて日頃間に「戦争状態」が成立したと考えていた。一九一七年一月に日本政府が日頃の戦争状態の存在を閣議決定したのは連合国の一員として一九一六年末のドイツの講和提議への対応する必要性に迫られたためであった。さらに戦後三年を経過した一九二一年に至って、日本政府はオーストリアと戦争状態に入った日付を「一九一四年八月二五日」と事後的に確定したのであった。また英国外務省史料からは英国側が加藤の親頃の姿勢に少なからぬ不信感を抱いていたことが窺われ、さらに八月二四日に東京に発信されたオーストリアの国交断絶通知がシンガポールで二五日から二七日にかけて、二日間ほど留め置かれていたことも判明した。

日本側の対応で興味深いのは、日本政治・外交史研究において対独戦争に積極的だったとされる加藤高明外相⁹⁶、皇妃エリーザベト号問題でなぞドイツの同盟国オーストリアに同情的な態度を示したのか、という点であろう。加藤とミュラー大使の個人的な関係が作用したのか。ドイツに引きずられる形で急きよ対日政策を変更したオーストリアに対する同情の念があったのか。はたまた何かそれ以上の外交的計算が存在したのか。単に日頃の利害関係が希薄なため、独頃同盟関係に特に配慮することなく別個の対応が可能だったということなのか。開戦時の加藤の親頃の態度の背景については検討の余地がありそうである。一九一四年八月の時点で加藤は、日頃は戦争状態に入ったのではなく、あくまでも国交断絶状態であるというミュラー大使の説

明を受け入れ、同年九月五日の「外交演説」においても「両国交戦状態の存在を予想することなし」であった。同年一二月になつて日墺関係確定の閣議決定を要請した時点で、加藤は日墺間に「事実上」戦争状態が存在すると考えを改めてはいたものの、開戦の日付を確定することは避けようとした。結局この時点での閣議決定は見送られた。無論、開戦の日付を確定してしまうと、九月五日の議会演説や当初の加藤の親墺的な行動との整合性が問われかねない。

またオーストリア側について見てみると、当初は青島での戦闘を避けようとしていたものの、ドイツ皇帝の意向に合わせるため、八月二四日に急きよ皇妃エリーザベト号に青島での戦闘参加を命じ、さらに日本との国交断絶を決断した。そしてオーストリア外務省も当初は、あくまでも日墺は国交を断絶しただけで、オーストリアから日本に宣戦布告は行われていないという見解を持っていた。皇妃エリーザベト号に戦闘参加を命じつつ、他方で日墺は単なる国交断絶状態だと主張するダブルスタンダードが生じた理由は、残念ながら墺外務省史料からはまだ明確に読み取れていない。急な政策転換を余儀なくされ外務省側に混乱が生じただけなのか、それとも何らかの外交的計算があつたのか。このオーストリア側の意図を読み解いていくには、一九一四年以降の墺外務省の日本に対する眼差しをさらにフォローしていく必要があるだろう。今後は第一次世界大戦中の中立国を紹介した様々なレベルでの日墺の交渉・交流について調べを進めていきたい。

これまで大戦中の日墺関係については青野ヶ原俘虜收容所を中心とする「オーストリア」俘虜研究が蓄積され、「オーストリア」捕虜と日本人の交流の実態の解明と共に、大戦中の日本の日本の俘虜收容所という「箱庭」に多民族国家オーストリアⅡハンガリーの姿が投影されていたことが指摘されてきた²⁷⁾。だがマルチアーカイヴァル・アプローチを用いた外交史、国際政治史の観点から第一次世界大戦中の日墺関係を振り返る作業はまだこれからの課題である。「国交断絶」、「宣戦布告」、「戦争状態」といった用語から戦中の日墺関係を速断・連想するのではなく、改めて史料からその実態を確認していく必要があると思われる。

◎本稿の註では欧文史料の出版地や頁等はすべて英語で表記している。

- (1) 日独戦争についての古典的研究としては内山正熊「日独戦争と山東問題」『法学研究』第三三卷二号(一九六〇年)、二四三―二九一頁を参照。現在、ドイツと東アジアの関係については研究は大幅に進展しており、詳しくは以下を参照のこと。斎藤聖二「日独青島戦争」(ゆまに書房、二〇〇一年)、田嶋信雄「東アジア国際関係の中の日独関係 外交と戦略」工藤章・田嶋信雄編『日独関係史 一八九〇―一九四五①総説/東アジアにおける邂逅』(東京大学出版会、二〇〇八年)、三―七六頁、浅田進史「膠州湾租借条約の成立」工藤・田嶋編『日独関係史』、一八五―二二〇頁、浅田進史「ドイツ統治下の青島―経済的自由主義と植民地社会秩序」(東京大学出版会、二〇一一年)、田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア 一八九〇―一九四五』(東京大学出版会、二〇一七年)。
- (2) オーストリアⅡハンガリー海軍の東アジアでの平時における活動については大井智範氏の一連の研究が非常に参考になる。大井知範「二〇世

- 紀初頭のハブスブルク帝国海軍と東アジア―寄港地交流を通じた帝国主義世界への参与―『史学雑誌』第一二四編二号(二〇一五年)、一三三頁、同「越境する海軍と二〇世紀初頭の帝国秩序」『国際政治』第一九一号(二〇一八年)、四八―六三頁。
- (3) 大津留厚『青野原俘虜収容所の世界 第一次世界大戦とオーストリア捕虜兵』(山川出版社、二〇〇七年)、河野純一「オーストリア⇨ハンガリー帝国軍俘虜と日本」『横浜市立大学論叢人文科学系列』第六七巻一号(二〇一六年)、一八七―二〇三頁。
- (4) Peter Panzer, "Mit der k. u. k. Kriegsmarine zu Besuch im Japanischen Kaiserreich Vom Beginn der Beziehungen 1869 bis zum Untergang der Donaumonarchie," *Tribus Unitis (Jahresbericht 2012)* (2013), p. 68; Wilhelm M. Donko, *Japan im Krieg gegen Österreich-Ungarn 1914-1918. Die k.u.k. Kriegsmarine im Kampf gegen Japans Snehkräfte in Ostasien und im Mittelmeer* (Berlin: epubli GmbH, 2014), p. 54.
- (5) Panzer, "Mit der k. u. k. Kriegsmarine," p. 68; Donko, *Japan im Krieg*, p. 54; ベーター・バンシャー『日本オーストリア関係史』(創造社、一九八四年)、一六九頁。
- (6) 信夫淳平『戦時国際法提要』下巻(照林堂書店、一九四四年)、一八五頁。
- (7) 最新の研究として大井知範「第一次世界大戦下のヨーロッパから見た東アジアドイツが注目した連合国の背面―『東アジア近代史』第二二号(二〇一八年)、六四―八四頁を参照のこと。なお日本での研究史を振り返ると、一九六〇年代にドイツのオットー・ベッカー(Otto Becker)やテオドール・ヘルツレ(Theodor Holzle)らの研究を日本に紹介し、さらにそれを深めた三宅正樹の研究とアメリカのフランク・アイクル(Frank Klie)の研究に影響を受けた義井博の研究(三宅もアイクルに言及している)が「ストックホルム交渉」についての日本での先駆けといえる。後にケルン大学でテオドール・シーダー(Theodor Schieder)に師事した早島瑛の博士論文(一九七〇年)に基づく著作(一九八二年)が出て以来、日本ではこのテーマについての研究は大井論文を除いて出ていない。三宅正樹「ドイツの歴史学と極東―(一)オットー・ベッカーの極東外交史論―」『人文研究』第三四号(一九六六年)、一―七四頁、同「(二)第一次世界大戦をめぐるヘルツレの研究―」『人文研究』第三六号(一九六七年)、五七―一〇八頁、同「第一次世界大戦における独露単独講和問題と日本」『歴史教育』第一五巻二号(一九六七年)、一七―三五頁、同「(四)石井菊次郎とオットー・ベッカー―」『人文研究』第四三号(一九六九年)、五五―一二〇頁、同「第一次世界大戦における日独関係と日露関係―日独ストックホルム交渉と対露武器供与問題―」『国際政治』第三八号(一九六九年)、一〇五―一三三頁。義井博「第一次世界大戦中の山東および南洋諸島にかんする日本の秘密協定についての一考察」『軍事史学』第二巻二号(一九六六年)、三六―五五頁。早島瑛「ドイツの戦争目的政策における所謂「ストックホルム交渉」について」『西洋史学』第一〇一号(一九七六年)一―二二頁。Akira Hayashina, *Die Illusion des Sonderfriedens. Deutsche Verständigungspolitik mit Japan im ersten Weltkrieg* (Munich: Oldenbourg, 1982).
- (8) 足立純夫『現代戦争法規論』(啓正社、一九七九年)、四六頁、大平善悟「戦争の開始とその効果」国際法学会編『国際法講座(第三巻)』(有斐閣、一九五四年)、一二一―一二二頁、大平善悟・皆川洗編『国際法講義』(北樹出版、一九八〇年)、二二六頁、波多野里望・小山芳彦編『国際法講義』(有斐閣、一九八二年)、四一五―四一六頁。
- (9) 立作太郎『戦時国際法論(第五版)』(日本評論社、一九三九年(初版一九三二年))、一〇九―一一〇頁。
- (10) 田岡良一『国際法学大綱』(巖松堂、一九四二年)。
- (11) 田岡良一『戦時国際法』(日本評論社、一九三八年)、二四頁。
- (12) 信夫淳平『戦時国際法講義(第一巻)』(丸善、一九四一年)、七三五頁。
- (13) 小山精一郎『大戦国際法論(総論・陸戦之部)』(偕行社、一九二二年)、九五頁。

- (14) 一九一五年六月二四日に地中海、バルセロナ北のカレーリヤ沖でオーストリアの潜水艦が商船大越丸を撃沈した。大越丸はイギリス企業の仕事で石炭積み込みのためマルセイユからバリー（イギリス）に向かう途中だった。なお乗員三九名と乗客一名は事前にボート（端艇）で退避し、塙潜水艦乗員による簡単な事情聴取と書類押収の後、大越丸は撃沈された。なお乗員、乗客はギリシャ商船イマヌイル号に無事救助され帰国している。なお船長の証言によればオーストリア潜水艦は大越丸に停船を促すため五発の砲弾を発射し、ボート上の乗員の取り調べを行った後、砲弾三発で大越丸を撃沈した。防衛省防衛研究所、海軍省公文備考、①戦役等、『日独戦書』大正三年～九年、大正戦役、戦時書類、巻一六一『外報六（二）』（日独戦書・T3-154-611）、第二三三号、松井慶四郎発石井菊次郎宛、一九一五年七月一〇日、同第二六号堀口発石井宛、一九一五年七月一七日（マシ歴：C10128383300）、同『外報六（三）』（日独戦書・T3-154-611）公六三三号、堀口発石井宛、一九一五年七月八日（マシ歴：C10128383400）。
- (15) 鹿島守之助『日本外交史第十卷 第一次世界大戦参加及び協力問題』（鹿島研究所出版会、一九七一年）、二九～三〇頁。
- (16) 註四参照。
- (17) Charles Burdick, *The Japanese Siege of Tsingtau* (Hamden: Archon, 1976).
- (18) Charles Burdick, "Austro-Hungarian Missions in the Pacific at the Outbreak of the Great War," *Research Studies*, Vol. 51, No. 1 (1983), pp. 12-24.
- (19) 本段落はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," pp. 12-13 に於ける。
- (20) 本段落はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," pp. 13-15 に於ける。
- (21) 本段落はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," p. 15 に於ける。
- (22) HHSIA, Politisches Archiv (PA), 1, Karton (K), 888, No. 234/441, Hohenthal to Foreign Ministry, Aug. 20, 1914. なおバーティックは日付を二一日、駐独大使をスジューニ・ブリッチ伯爵 (Ladislaus Graf Szojczyeny-Marich) としているが、すべての時点で大使はホーエンローエ公爵に代わっている。また本段落自体はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," pp. 15-16 に於ける。
- (23) 当時、オーストリアハンガリーには「海軍省」はなく、アウスグライヒ体制の下、共通軍事省内の一部局の「海軍局」が管轄していた。さしあたり島田昌幸「オーストリアの「海軍」——「海洋国家」としてのオーストリアハンガリー」広瀬佳一・今井顕編『ウィーン・オーストリアを知るための五七章（第二版）』（明石書店、二〇一一年）、二二六～二二三頁を参照。
- (24) 本段落はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," p. 16 に於ける。
- (25) HHSIA, PA, 1, K, 888, Houteny to Foreign Office, Aug. 19, 1914.
- (26) HHSIA, PA, 1, K, 888, Sato to Berchold, Aug. 20, 1914.
- (27) HHSIA, PA, 1, K, 888, Berchold to Hohenthal, Aug. 22, 1914.
- (28) HHSIA, PA, 1, K, 888, "Notiz 22. VIII. 内容が以下に通り。" In view of the possible outbreak of war between Germany and Japan the Austro-Hungarian Ambassador in Tokyo has been instructed to obtain immediately the consent of the Japanese Government to the end, that H. Majesty's ship "Empress Elizabeth" could reach — under the guarantee of the Japanese authorities and without being interfered — the neutral port of Shanghai and remain there disarmed pending the German-Japan conflict."
- (29) 本段落はBurdick, "Austro-Hungarian Missions," p. 16 に於ける。
- (30) HHSIA, PA, 1, K, 888, No. 56-B, Müller to Berchold, Sep. 8, 1914.
- (31) 外務省外交史料館「外務省記録（以下、外記と記載）」「日独戦争に関する雑件第一巻」、「八、青島碇泊中の塙国軍艦に関する件（5-2-180-

- (32) 「第六三三号、林発加藤宛 一九一四年八月二十四日 (アジ歴：B08090059600)。
HHSIA, PA. I, K. 888, No. 56-B, Muller to Berchold, Sep. 8, 1914.
- (33) 『日本外交文書』大正三年第三冊、六九八、加藤・本邦澳洪国大使会谈「澳洪国大使より澳洪国軍艦の保護に付日本政府の配慮方依頼の件」、一九一四年八月二十四日。
- (34) 外記「八、青島碇泊中の澳国軍艦に関する件 (5-2-18-0-63)」 No. 653, Muller to Kato, Aug. 24, 1914 (『文書』大正三年第三冊、六九九)。
- (35) 同右、「大正三年八月二五日澳国大使館参事官来省松井次官に交付澳国政府に電報方依頼」。
- (36) 同右「No. 40, "No. 45 Transmitt following to Sato," Kato to Hayashi, Aug. 25, 1914.
- (37) 同右「Received telegram 22nd instant through Mr. Sato ~ 注三六は註三六とは同じ内容だが、註三六の文書が "kindly promised his intercession to Ambassadors of above three countries" とあるのに対し、この文書では "kindly promised his intercession as far as the British Ambassador is concerned." と改訂されている。
- (38) 外記「日独開戦一件 (澳勃土断交を含む) (5-2-1-0-2)」 (アジ歴：B07090590100) (Private) Szent-Ivany to Matsui, Aug. 25, 1914.
- (39) 外記「八、青島碇泊中の澳国軍艦に関する件 (5-2-18-0-63)」 政送第六二二号「青島碇泊中の澳洪国軍艦カイゼリン・エリザベット号に関する件」加藤発シユラー宛 一九一四年八月二六日 (仏文原稿もあり)。
- (40) TNA, FO371/2019, No. 112, Greene to Grey, Aug. 24, 1914.
- (41) TNA, FO371/2019, No. 42683, Minutes by Asquith, Langley, Nicolson, Aug. 24, 1914.
- (42) TNA, FO371/2019, No. 43398, Memo by C.O.S(?) , Aug. 26, 1914.
- (43) TNA, FO371/2019, No. 43398, No. 93, Grey to Greene, Aug. 25, 1914.
- (44) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 4441, Corroledo to Naval Section, Aug. 24, 1914. なお本段落は Burdick, "Austro-Hungarian Missions," p.16 にある。
- (45) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 5801/454, Hohenlohe to Foreign Office, Aug. 23, 1914.
- (46) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 7973, "Verhättnis zu Japan," Rappoport to Archduke Friedrich, Aug. 26, 1914.
- (47) PA-AA, R. 22396, No. 306, Tschirschky to German Foreign Office, Aug. 25, 1914.
- (48) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 4441, Naval Section to Foreign Office, Aug. 24, 1914; No. 459, Berchold to Hohenlohe, Aug. 24, 1914; No. 73, Hohenlohe to Berchold, Aug. 24, 1914.
- (49) HHSIA, PA. I, K. 888, Z. 67120/7914, Berchold to Muller, Aug. 24, 1914.
- (50) 外記「日独開戦一件 (澳勃土断交を含む) (5-2-1-0-2)」 (アジ歴：B07090590100) Muller to Matsui, Aug. 26, 1914; HHSIA, PA. I, K. 888, No. 56-B, Muller to Berchold, Sep. 8, 1914.
- (51) 外記「八、青島碇泊中の澳国軍艦に関する件 (5-2-18-0-63)」 No. 39, "No. 44 Following to Sato," Kato to Hayashi, Aug. 25, 1914.
- (52) なお、「こ」でいう「旅券」とは一般的なパスポートではなく、無事に帰国できるように関係各国に外務大臣名で依頼する書状のことであった。ニコルソン『外交』によれば国交断絶の場合、外交使節は駐在先の外務省から「旅券を手渡され」(中略) 国外に退去するよう要求される。三浦『外交の英語』には「外交関係では、出て行ってもらいたい外国の外交官について、「旅券を渡す」という表現が、今でも時々使われている。(中略) 旅券というのは、出国に必要な書面のようなものである」として、同書註七で日独戦争開戦時の駐独代理大使だった船越光之丞の回顧録を参照して「書中のその旅券なるものの写真を見ると、カイゼルの名により、外務次官の自署をもって、出国のための通行の安全および保

- 護を関係官憲に依頼した書類であって、いわゆる旅券ではない」と解説している。H・ニコルソン（斎藤真他訳）『外交』（東京大学出版会、一九六八年）、一八六頁、三浦和一『外交の英語』（研究社、一九七七年）、七二―七三、八九頁、船越光之丞（関野直次編）『日独国交断絶秘史』（日東書院、一九三四年）、一七一、一八一頁。
- (53) 外記「日独開戦一件（塙勃土断交を含む）」(5-2-1-0-2)「No. 651, Müller to Kato, Aug. 27, 1914; TNA, PRO, FO371/2019, No. 118, Greene to Grey, Aug. 27, 1914.
- (54) HHSIA, PA. 1, K. 888, No. 56-C, “Abbruch der diplomatischen Beziehungen Österreich-Ungarn mit Japan,” Müller to Berchold, Sept. 8, 1914.
- (55) 外記「日独開戦一件（塙勃土断交を含む）」第八五号、林発加藤宛、佐藤大使より第一一三三号、一九一四年八月三十一日。またオーストリア側からの最後通牒は送第二二七号（至急）、加藤発大隈宛、帝国と奥匈国との関係に付請議、一九一四年二月一日の別紙第一号、Berchold to Sato, Aug. 25, 1914（『日本外交文書（以下、『文書』）一九一四年第三冊、七〇六、別紙第一号）。
- (56) 同右、送第二六七号別紙第二号、佐藤大使に左の通り転電あれ、加藤発林宛（日付なし）（『文書』一九一四年第三冊、七〇六、別紙第二号）、PAL, K. 888, Z. Z1242/TR-1914, Gorup to Foreign Ministry, Aug. 28, 1914.
- (57) TNA, FO371/2019, No. 14, Censor, Singapore to Chief Censor, London, Aug. 25, 1914.
- (58) 外記「八、青島碇泊中の奥匈軍艦に関する件（5-2-18-0-63）」「大正三年八月二十七日英国大使持来外務大臣に手交」、一九一四年八月二十七日。
- (59) 同右、第五一号、「八月二十七日英国大使来省会谈の要領」。
- (60) TNA, FO371/2019, No. 121, Greene to Grey, Aug. 28, 1914.
- (61) 外記「各国態度及交戦国国情」[欧州戦争に於ける各国態度一件/塙、土、勃の部（5-2-15-0-22）]、機密「欧州戦争に対する奥匈国の関係」、佐藤発加藤宛、一九一四年九月一日。
- (62) TNA, FO371/2019, No. 121, Greene to Grey, Aug. 28, 1914.
- (63) 本段落はBurdick, “Austro-Hungarian Missions,” pp. 17-22を参照してゐる。
- (64) 同右、送第二六七号、加藤発大隈宛、「帝国と奥匈国との関係に付請議」、一九一四年二月一日（『文書』一九一四年第三冊、七〇六）。
- (65) 同右、送第二六七号付属文書（参考）日奥両国の現在関係、日付なし（二〇三五―二〇三五七）（『文書』一九一四年第三冊、七〇六、附記一）。
- (66) 同右、送第二六七号別紙第五号、「大正三年九月五日加藤外務大臣議会演説の一節」（『文書』一九一四年第三冊、七〇六、別紙第五号）。
- (67) 同右、(Private) Malevsky-Malevich to Seishiro Koike, Nov. 2, 1915.
- (68) 同右、Koike to the Russian Ambassador, Nov. 2, 1915.
- (69) 同右、奈良参謀長発小池政務局長宛、一九一五年一月二十九日。
- (70) 同右、小池政務局長発奈良参謀長宛、一九一五年一月三〇日。
- (71) 同右、政送八二号、石井発珍田宛、一九一五年二月三〇日。
- (72) 同右、公三九二号、珍田発石井宛、一九一五年二月三十一日。
- (73) 同右、Lansing to Chinda, Dec. 30, 1915.
- (74) 同右、秘四七三号、珍田発本野宛、一九一六年二月二十八日（『文書』（一九一六年第三冊、一五〇）。
- (75) 同右。

- (76) 同右、機密送第一一〇号、本野発寺内宛、一九一七年一月一七日。
- (77) 同右、内閣外甲第一〇号、寺内発本野宛、一九一七年一月一九日。
- (78) 同右、機密合送第一〇号、本野発各大臣・参謀総長・軍令部長・在外公館宛、「帝国と奥匈国との戦争状態確認に関する閣議決定通報の件」、一九一七年一月二三日。
- (79) 同右、(廃) 機密×送号、本野発寺内宛(日付なし) 二〇三八二。
- (80) 同右、(廃) 送×号、本野発加藤・大島宛(日付なし) 二〇三八四。
- (81) 同右、(Private) Greene to Shidehara. Feb. 21, 1917.
- (82) TNA, FO371/2952, Anderson to Langley. Feb. 18, 1917.
- (83) 同右、Shidehara to Greene. Feb. 26, 1917; TNA, PRO, FO371/2952, Greene to Langley. Feb. 26, 1917.
- (84) 同右、機密送第二六号、幣原発鈴木宛、一九一七年三月一日。
- (85) 外記、「同盟及連合国土奥地利国トノ平和条約説明書(外他一二七)」、「同盟及連合国土奥地利国との平和条約説明書(前文、第一編及第二編)」。 (アジ歴：B10070118800)。
- (86) 外記、「日独開戦一件(奥勃土断交を含む)」、第六六五号、林発内田宛、一九二二年五月二六日。
- (87) 同右、第三五一号、内田発林宛、一九二二年六月三日。
- (88) このボックス内の史料は順番が滅茶苦茶になっており、閲覧時は要注意である。
- (89) HHSIA, Administrativen Registratur (AR), Fach (F)7, K. 45 (Sato 3), Z.66712/7, Berchold to Sato, Aug. 25, 1914.
- (90) HHSIA, AR, F36, K.364, Z.6712/7, "Note verbale," Austrian Foreign Office to American Embassy, Aug. 24, 1914.
- (91) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 8613, Erherzog Friedrich to Austrian Foreign Office, Aug. 26, 1914.
- (92) HHSIA, PA. I, K. 888, "Verhaltensmiss zu Japan," written by Rappoport, Aug. 26, 1914.
- (93) HHSIA, PA. I, K. 888, No. 56-C, "Abbruch der diplomatischen Beziehungen Österreich-Ungarn mit Japan," Müller to Berchold, Sept. 8, 1914.
- (94) 中国の第一次世界大戦参戦問題については以下を参照のこと。味岡徹「中国の第一次世界大戦参加問題と国会解散」軍事史学会編『第一次世界大戦とその影響』(錦正社、二〇一五年)、三八一〜三九八頁、川島真「中国の第一次世界大戦参戦」『東アジア近代史』第二二号(二〇一八年)、二九〜四八頁。
- (95) HHSIA, AR, F36, K. 363, "Kriegszustand mit China."
- (96) 千葉功『旧外交の形成 日本外交一九〇〇〜一九一九』(勁草書房、二〇〇八年)、二八〇〜二八五頁、櫻井良樹『加藤高明 主義主張を枉ぐるな』(ミネルヴァ書房、二〇一三年)、二二〇〜二二二頁。
- (97) 註三参照。

〔付記〕 本稿は学校法人学習院安倍能成記念教育基金学術研究助成金(二〇二二年度)の成果である。成果発表が大幅に遅れたことを心からお詫びしたい。